

第20回食育推進全国大会準備業務仕様書

1 事業名

第20回食育推進全国大会準備業務委託

2 事業目的

食育に関する理解と関心を深め、食育の取組への積極的な参加を促すことを目的として、農林水産省、徳島県、第20回食育推進全国大会徳島県実行委員会の共催により、令和7年に第20回食育推進全国大会※¹（以下、「全国大会」という。）を開催する。

本大会開催により、食を通じた健康、環境、観光等のシナジー効果を創出するとともに、食育先進県を目指す徳島県から徳島の食の魅力を県内外、また世界に発信する。

また、本大会が、食育基本法制定20周年にふさわしい意義深い大会となるとともに、第4期徳島県食育推進計画に準じた徳島県ならではの魅力的な大会となるよう、準備業務を委託する。

※1 食育推進全国大会

・趣旨

食育推進基本計画に基づき、食育の推進に関する普及啓発を図るために開催する。

・開催時期・期間

原則毎年6月、開催期間については、1日又は2日間

・主催及び後援

農林水産省と主催地方公共団体の共催。後援に内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会等

・内容

式典（大臣・知事挨拶、食育活動表彰、引継式等）、シンポジウムや展示会等

3 事業概要

- ・名 称 第20回食育推進全国大会 in TOKUSHIMA
- ・主 催 農林水産省、徳島県、第20回食育推進全国大会徳島県実行委員会
- ・日 程 令和7年6月7日（土）、6月8日（日）
- ・会 場 アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍示1番地1）
- ・テ ー マ 「“食”の力は無限大  ～徳島から未来へつなぐ食育～」
- ・コンセプト 「サステナブルな食」
 - 〔 地産地消、エシカル消費、教育現場における食育、フードロス、
フードセキュリティ、フードセーフティ、農林漁業体験等 〕
 - 「食を通じた健康づくり」
 - 〔 食事バランスチェック、家庭や地域における食育、こどもの食育、
大人の食育、フレイル対策等 〕
 - 「世界も視野に入れた徳島の食の魅力発信」
 - 〔 発酵食品、和食文化、郷土料理、フードテック、
フードダイバーシティ、ガストロノミーツーリズム等 〕
- ・内 容 式典（大臣・知事挨拶、食育活動表彰、引継式等）
ステージイベント、各種ブース（展示・飲食・物販で約150ブースを想定）
- ・来 場 者 20,000人（予定）
- ・入 場 料 無料

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※第20回食育推進全国大会開催経費については、過去大会を参考に別途計上予定。

5 留意事項

当該事業を通しての留意事項は別紙1のとおりとする。

大会開催に係る準備業務

1 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) イベントコンテンツの企画・運営業務

ア 当該イベントを効果的かつ円滑に進め、徳島県ならではの特色あるイベントとするため、独自性のある企画の立案、運営に向けての協力・助言を行う。また、全国大会の開催趣旨を理解し、農林水産省、徳島県及び実行委員会と調整の上、業務を行うこと。必要に応じ、関係団体とも調整の上、業務を行うこと。

イ 新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、国の提示する感染対策に準拠した来場者の感染症対策を行い、開催内容についてはWeb配信やオンラインコンテンツ等に対応した内容とすること。

【提案を求める事項】

下記項目について、具体的に提案してください。

- ・ 会場に人の流れを作るための具体的な企画
- ・ 梅雨時期であることを考慮し、雨天でも多くの来場者が会場を訪れるような具体的な企画
- ・ テーマである「食」の力は無限大  ～徳島から未来へつなぐ食育～ を実装し、コンセプトに沿った内容で参加者の記憶に残る体験、体感できる内容を盛り込み、大会終了後、徳島県の食育の更なる発展に繋がる企画
- ・ 食育基本法制定20周年にふさわしい新基軸となるコンテンツ（世界の食育、フードテクノロジー等）
- ・ 徳島県の農林水産物、食文化、歴史、ものづくりなど地域の特徴を盛り込んだガストロノミーツーリズムの企画
- ・ 県内各所で農林漁業を体験できるイベントや県内の農林水産関係施設を巡るバスツアー
- ・ 各企画内容について、Web配信やオンラインコンテンツ等、大会のデジタル化への対応
- ・ オンライン、VR等の手法やサテライト会場を用いた調理体験ができるコンテンツ
- ・ 徳島ならではの食を味わうことができるブースや消費拡大につながるコンテンツ
- ・ 多くの企業や団体が参画することが可能な協賛の方策
- ・ 広く県民等が参加することができる健康や食育に関するコンテスト（事前募集）
- ・ その他、これまでの食育推進全国大会における開催地での効果的な取組や受託事業者の過去の受託実績を参考として、大会を盛り上げるための企画について具体的に提案すること
- ・ 上記内容を実施するための運営体制

（※関係者、出展者、来場者用の駐車場の確保、県外からの来場者のための宿泊、会場アクセス面での工夫、その他参加者の利便性を考慮した工夫等）

(2) 出展者募集業務

ア 当該イベントにおける出展者とは会場における以下の(ア)～(エ)の出展を行う企業・団体を指す。

(ア) 展示、物品・飲食物の販売（試食を含む）

(イ) 講演、セミナー、調理デモンストレーション

(ウ) 参加体験イベント、ワークショップ

(エ) その他、実行委員会が必要と認めるもの

イ 出展者向けの募集要領及び申込書様式等の作成

作成に当たっては、過去の食育推進全国大会の実施状況を参考にすると共に、会場設備・規模に合ったものとする。

ウ 出展者の募集

(ア) 募集を周知するため、徳島県 Web サイトに掲載するデータを作成すること。あわせて、実行委員会の参加団体や徳島県が別に指定する企業・団体へ募集要領等を電子メールにて送付（必要に応じて郵送）すること。また、徳島県から指示があった場合は、受託事業者が企業・団体を徳島県に提案するとともに、応募を勧奨すること。

(イ) 出展料は原則無料とするが、販売を伴う場合は、出展料（1 小間当たり 22,000 円）が発生することを募集の際に周知すること。あわせて、基本仕様以外の出展にかかる資材・機器等の経費（展示物、電気・給排水の設置工事費及び使用料等）についても出展者負担であることを周知すること。

(ウ) 募集期間は、令和 6 年 10 月上旬から 12 月上旬の概ね 2 か月間とし、出展内容を徳島県に報告すること。

エ 出展者との調整

出展内容、ブース設置場所や小間数、電気・給排水設備工事の有無、出演スケジュール等を出展者と調整すること。なお、調整は、徳島県への報告期限までに終了させることとするが、やむを得ず終了できないものについては、調整内容の経過を詳細に徳島県へ報告すること。

オ 出展者からの問い合わせ対応

問い合わせ窓口を開設すること。窓口は繁忙期等を考慮し、問合せに対して適切に対応可能な体制とすること。

カ 出展者の決定

徳島県と調整のうえ、出展者を決定すること。

キ 出展者への決定通知書の送付

出展決定通知書を作成し、徳島県の下承を得た上で、令和 7 年 2 月上旬を目処に電子メールにて送付（必要に応じて郵送）すること。

(3) 会場レイアウト企画・作成業務

ア 過去の全国大会の実施状況を参考とすると共に、当該事業の目的が達成できる会場レイアウトとすること。

【全国大会の掲載 Web サイト】 <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/taikai/gaiyo.html>

イ 安全に配慮し、避難経路を考慮したレイアウトとすること。

ウ 農林水産大臣や国会議員等の V I P を迎えられるレイアウトとすること。

エ 会場には、式典等を行うステージや、調理デモンストレーション等を行うステージまたはスペースを設置すること。

オ 来場者にコンテンツを効果的に案内できるインフォメーションコーナーを設置すること。

カ ステージ周辺には、出展者等が休憩できるスペースや、出展者の備品等を保管できる場所を確保すること。その際には、休憩場所と保管場所は明確に区分すること。

キ ブースは、1 小間あたりおおよそ幅 3 m × 奥行 3 m × 高さ 2.4 m とし、費用を極力抑制できる設計を行った構造及びレイアウトとすること。あわせて、出展者が電源・水道を希望する場合も、同様とする。

- ク ブースは別途、農林水産省の募集に係るブースとエリアを区分した配置を基本とすること。農林水産省の募集に伴う出展は、農林水産省からの出展情報の提供に基づき会場レイアウトを作成すること。なお、その際も、徳島県とは十分に調整すること。
- ケ キッチンカーなど自前で用意する企業・団体があることを想定すること。また、来場者が飲食出来る休憩スペースを十分に設けること。
- コ 関係者・出展者・来場者用の駐車場利用計画、安全管理上必要な警備員及びスタッフの配置計画を作成すること。また、来場者の利便性を考慮するとともに周辺住民にも最大限配慮すること。

【提案を求める事項】

下記項目について、具体的に提案してください。

- ・(1) イベントコンテンツの企画・運營業務で提案した内容を含む全体レイアウト図及びイベントスケジュール
(参考：アスティとくしま HP (施設案内) <https://www.asty-tokushima.jp/facility/>)
- ・運営を確保するための関係者、出展者、来場者用の駐車場利用計画の駐車場レイアウト

(4) 広報業務

- ア 広くイベントの開催及びその魅力を周知できるよう、徳島県と調整の上、効果的な広報を行う。
- イ イベント Web サイトを令和6年10月頃に新規開設すること。以降は情報を適宜更新すること。
- ウ 大会概要が決定した段階で、ポスター及びチラシの原稿を徳島県と調整のうえ、作成すること。
- エ 当該イベントのプレイベントを令和7年1月頃実施することとし、その企画・運営を行うこと。なお、プレイベントの要件は、**別紙2**のとおり。

【提案を求める事項】

下記項目について、具体的に提案してください。

- ・広くイベントの開催及びその魅力を周知できる web サイト及びその周知方法
- ・プレイベントの広報及び会場レイアウト等イベント全体のプラン

(5) 運営管理等業務

- ア 企画が円滑に実施されるよう、関係機関との各種手続き等、開催前年度に必要な準備を行う。

(6) 実行委員会事務局支援業務

- ア 準備業務が、効果的かつ円滑に進められるよう、実行委員会事務局の支援を行う。
 - (ア) 実行委員会及び企画委員会に提出する会議資料の作成
 - (イ) 実行委員会及び企画委員会等への出席及び説明
 - (ウ) 食育推進全国大会と同程度規模のイベントにおけるオンライン対応、新型コロナウイルス感染症対策等の調査

3 本業務の成果品及び納期

- (1) 以下のア～サについて、徳島県が指定する納期までに、紙で2部提出すること。また、加工可能な電子媒体 (Word、Excel、またはPower Point) をDVD-Rにより一式提出すること。
- (2) 成果品の納品に加え、業務概要をとりまとめた実績報告書 (収支決算書を添付) を事業完了後、速やかに徳島県へ提出すること。

成果品	納期	
	概要版	確定版
ア 出展者募集要領・申込書等様式	9月中旬	10月上旬
イ ポスター・チラシ原稿 (簡易版)	9月中旬	10月上旬
ウ 出展者及び出展内容一覧表	12月中旬	2月中旬

エ	会場レイアウト図面	12月中旬	2月中旬
オ	展示ホール・会議室等の出演スケジュール	12月中旬	2月中旬
カ	イベント概要説明書	1月下旬	3月上旬
キ	事業実施に係る積算書	9月中旬	2月中旬
ク	ポスター・チラシ原稿	12月中旬	3月上旬
ケ	イベント企画書（会場レイアウト図、 イベントスケジュール、進行表等）	9月下旬	12月上旬
コ	委託業務完了届	—	3月下旬
サ	その他、徳島県が必要と認める書類	—	3月下旬

留意事項

1 事業実施体制について

事業実施体制を構築するに当たり、責任者には本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任し、随時、徳島県と連絡の取れる体制とすること。また、受託者は、本事業の進捗状況について、1週間に1回程度徳島県に定期的に状況報告を行うこと。

2 打合せ等、担当窓口及び担当者について

担当窓口及び専任担当者を任命し、打合せをする必要が生じた場合、受託事業者は、徳島県の求めに即時に対応すること。

3 行政機関等への対応について

受託者は、イベントを開催するに当たって必要となる、行政機関等（警察、消防、保健所、日本音楽著作権協会等）及び会場の施設管理者への連絡・調整・申請等、一切の手続を行うこととし、これらの業務は十分な知識・経験を有する者が行うこと。

4 主催者からの指示について

主催者は、受託者に対して本事業の目的を達成するために必要な指示を行えるものとする。

5 主催者との協議について

受託者は、本事業の目的を達成するため、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じた場合又は業務の内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに徳島県と協議を行うこと。また、不測の事態により、定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を徳島県へ報告し、その指示に従うこと。

6 事業内容の調整等について

受託者は、上記3から5の指導、指示や協議結果を踏まえ、事業内容の調整等を行うこと。

7 秘密保持等について

- (1) 受託者は、本事業を実施するに当たって知り得た情報について、開示、漏えい又は本事業以外の用途に使用してはならないものとし、これらの事態を防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等による損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 7については、事業実施期間の終了後においても同様とする。

8 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（5年間）し、徳島県からの請求があった場合、速やかに提出すること。

9 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権は、徳島県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、受託者と協議の上、徳島県や農林水産省のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。なお、徳島県や農林水産省が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

プレイベントの要件

1 開催月日

令和7年1月頃

2 会場

プレイベントの目的に即した場所

3 内容

第20回食育推進全国大会に向けた機運醸成となるプレイベントの実施

4 留意点

- (1) イベント当日の会場貸出料を含む全てについて、本業務の委託料で賄うものとする。
- (2) 会場のゾーニングや装飾を含め、集客力の高い魅力ある実施計画を策定する。なお、実施するイベントは、提案内容をもとに、徳島県と協議・調整の上、決定する。その際、予算の範囲内で企画の追加や変更、徳島県が企画するイベントの実施を求めることがある。
- (3) 会場におけるバリアフリー対応等、障がい者等への対応を検討し実施すること。
- (4) 施設管理者及び他の施設使用者と必要に応じ調整（費用負担、イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法を始め各種関係法令等の諸調整を含む。）を行うこと。
- (5) イベントの実施において必要な人員、設備など運営体制、必要な資材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。
- (6) イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画を作成すること。
- (7) イベントの開催にあたって出展者及び来場者等の新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための具体的対策を作成すること。
- (8) イベント内容に、栄養バランスに配慮した食生活の重要性についての講演を必ず盛り込むこと。
- (9) イベント開催時まで SNS による情報発信を行う等、来場につながる施策を行うこと。
- (10) イベント実施に必要な書類等の作成及び出展者への説明会を実施すること。
- (11) アンケートの実施、回収、分析を行うこととし、その実施にあたっては、年齢、性別等に関わらず、様々な立場の県民から満足度、要望などが聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り回収率が高まるよう工夫すること。
- (12) 第20回食育推進全国大会開催をPRするブースのほか、徳島県実行委員会構成団体等（出展者）がPRを行うブースを15程度用意すること。ブースは、机・椅子・電源などを備えることを想定しているが、出展者の調整をはじめ、詳細は徳島県と協議の上、決定する。
- (13) 実施にあたっては、徳島県及び会場と協議し実施すること。